

関係省庁・団体・機関からの通知等（平成26年5月分）

省庁・団体・機関	通知件名	文書番号等
一般社団法人 中央酪農会議	動物用医薬品（塩酸ピルリマイシン乳房注入剤）の使用に関する酪農家への指導の徹底について  （動物用医薬品の使用に関する酪農家への指導の徹底のお願い）	平成26年5月1日付け 26日獣発第36号  （平成26年4月24日付け 中酪（業務）発第42号）
農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 薬事安全企画班	食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について  （食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件等）について	平成26年5月8日付け 事務連絡  （平成26年5月1日付け 事務連絡）
農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課長 動物衛生課長  農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 薬事監視指導班課長補佐 動物衛生課 保健衛生班課長補佐	豚流行性下痢（PED）ワクチンの円滑な供給に係る協力依頼について  （豚流行性下痢（PED）ワクチンの円滑な供給に係る協力依頼について）  （5月に供給される豚流行性下痢（PED）ワクチンの円滑な供給に向けた協力依頼について）	平成26年5月8日付け 26日獣発第42号  （平成26年5月1日付け 26消安第588号）  （平成26年5月1日付け 事務連絡）
農林水産省 生産局 畜産部 畜産企画課長 経営局 金融調整課長	豚流行性下痢の発生に対する経営支援対策の周知等について  （豚流行性下痢の発生に対する経営支援対策の周知等について）	平成26年5月13日付け 26日獣発第43号  （平成26年5月2日付け 26生畜第222号 26経営第568号）
農林水産省 消費・安全局長	感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則に基づき、農林水産大臣が指定する施設の一部変更について  （感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第4条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第2号に掲げる地域の項の下欄第1号及び第2号の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件の公布について）	平成26年5月16日付け 26日獣発第47号  （平成26年5月12日付け 26消安第884号）
農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課長	平成26年度畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査の実施について  （平成26年度畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査の実施について）	平成26年5月20日付け 26日獣発第53号  （平成26年5月13日付け 26消安第705号）

省庁・団体・機関	通 知 件 名	文書番号等
農林水産省 消費・安全局長	食品加工工場の製造工程から発生する動物由来たん白質を含む残さの飼料利用の再開等について (食品加工工場の製造工程から発生する動物由来たん白質を含む残さの飼料利用の再開等について)	平成 26 年 5 月 23 日付け 26 日獣発第 55 号  (平成 26 年 5 月 13 日付け) 26 消安第 649 号
環境省 自然環境局 総務課 動物愛護管理室	中国産ジャーキーに起因すると思われる犬猫の健康被害（注意喚起）について (中国産ジャーキーに起因すると思われる犬猫への健康被害（注意喚起）について)	平成 26 年 5 月 26 日付け 事 務 連 絡 (平成 26 年 5 月 21 日付け) 事 務 連 絡
農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 薬事監視指導班課長補佐 動物衛生課 保健衛生班課長補佐	6 月以降に供給される豚流行性下痢（PED）ワクチンの円滑な供給に向けた協力依頼について (6 月以降に供給される豚流行性下痢（PED）ワクチンの円滑な供給に向けた協力依頼について)	平成 26 年 5 月 26 日付け 事 務 連 絡 (平成 26 年 5 月 21 日付け) 事 務 連 絡

注：カッコ内は省庁・団体・機関からの通知の件名，文書番号等

※通知の内容は，日本獣医師会のホームページに掲載